

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成22年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より19日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、6番 岸山久志君と7番 田坂富代君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月16日、全国議長会の第137回産業経済委員会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

この委員会では、農林水産省大臣官房予算課課長補佐、前田剛志氏より「平成22年度農林

水産予算の概要について」と、中小企業庁長官官房参事官、後藤 収氏より「平成22年度中小企業関連予算について」の説明を聴取いたしました。

続いて、平成21年度要望結果等について承認し、次年度委員会への申し送り事項等の協議をいたしました。

次に、2月18日、全国議長会の広域行政圏市議会協議会第41回総会が東京で開催され、私が出席をいたしました。

この総会では、平成20年度決算を承認した後、平成22年度運動方針（案）及び平成22年度予算（案）が審議され、原案のとおり承認、可決されました。また、総務省大臣官房審議官、佐村知子氏による「地方分権と広域行政をめぐる最近の動向について」と題した講演を聴取いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

2月9日、青森県青森市の議員2名が「観光行政について」視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました依頼書2件でございます。

平和市長会議会長、広島市長、秋葉忠利氏外1名から送られてきました「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について」、及び全国市議会議長会会長 市議会議員共済会会長、五本幸正氏から送られてきました「地方議会議員年金制度に関する適切な措置を求める決議及び実行行動の取り組みについての依頼」の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第18号。平成22年3月3日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成22年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成22年3月3日招集の平成22年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第3号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第4号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第5号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、議第6号 静岡縣市町総合事

務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、議第7号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第8号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第11号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）、議第12号 指定金融機関の指定について、議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定について、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定について、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定について、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 平成22年度下田市一般会計予算、議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算、議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算、議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算、議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第19号。平成22年3月3日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成22年3月下田市議会定例会説明員について。

平成22年3月3日招集の平成22年3月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 山崎智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所

長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

下産振第62号。平成22年2月12日。

下田市議会議長、増田 清様。下田市長 石井直樹。

下田市農業委員会委員の推薦について（依頼）。

下田市農業委員会委員の任期が、平成22年2月28日をもって満了となりますので農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、次期農業委員について下記により推薦して下さるようお願いいたします。

記。1、任期、平成25年2月28日まで。

2、推薦者の数、4人。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

下田市農業委員会委員の推薦について

議長（増田 清君） 次は、日程により、下田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、市長から推薦を求められております。

お諮りいたします。

農業委員の推薦については、選考委員により選考したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員により選考することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま決定いたしました選考委員会委員の数及び選出について議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

それでは、選考委員は議長において指名いたします。

選考委員に次の方々を指名いたします。

1番 沢登英信君、2番 藤井六一君、3番 伊藤英雄君、4番 土屋雄二君、7番 田坂富代君、11番 土屋誠司君、14番 森 温繁君、以上7名の方々にお願いいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、明後日5日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第3号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第3号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務者である者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

本市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして、旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区より1名ずつ計3名の方に委員としてお願いをしているところでございます。

このうち、現在、稲生沢・稲梓地区より選任をされております笹本 均委員がこの3月26日で任期満了となりますので、新たに委員の選任をお願いするというものでございます。

今回、選任の同意をお願いしたい鈴木保則さんは、昭和19年9月15日生まれの現在65歳で、住所は下田市箕作498番地の7でございます。鈴木さんは元下田市役所職員でございます。昭和38年に奉職、平成16年3月、下田市教育委員会生涯学習課長を最後に退職されました。この間、昭和49年から昭和57年にわたり固定資産税の業務に携わり、昭和55年から57年には固定資産税係長、さらに平成13年度には税務課長として固定資産の評価につきましても数多くの経験を積んでこられた方でございます。

以上のとおり、固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意がいただけますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第4号及び議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第4号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第5号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、議第4号及び議第5号を一括で説明させていただきます。

最初に、議第4号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

議第4号、議題は賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてです。地方自治法第252条の6の規定により、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約の一部を別紙のとおり変更するものです。

提案理由は、監事の廃止に伴い規約の変更を行うためです。

本協議会は、会長、当番市町はですね、賀茂地区1市5町で2年ごとの輪番制となっております。当番市町は協議会の予算を市町の一般会計に計上し、その市町の監査委員の事務監査及び決算監査を受けております。しかし、規約上「監事」「監査」の規定があるため、当番市町の監査委員の監査を受けているにもかかわらず、協議会監事の市町の監査委員の監査も二重で行っています。それで、これはおかしいのではないかという指摘がずっと続いていたわけですが、協議会の内部でこの際検討しまして、今回、規約の改正をたく協議するものです。

では、次のページをお願いします。

変更規約の案です。おおまかに説明します。

規約から「監事」の規定を削除します。規約から「出納及び現金の保管」の規定を削除します。次に、規約に「決算報告」の規定を追加します。監査に関する規定を削除します。

要約いたしますと、協議会に監事を置くことをやめて、監査は当番市町の監査委員が行い、当番市町は、当番市町の議会の決算認定を受けた後に構成市町に決算報告をするというような内容に変更するものです。

それでは、条例改正関係等説明資料をお開きください。1ページ、2ページになります。新旧対照表で説明します。

第7条第1項第3号を削除します。第3号は監事に関する規定です。同じく第7条第2項の条文から「監事」を削ります。第8条第3項を削ります。第3項は「監事の職務」の規定です。

第15条を削除します。第15条は出納及び現金の保管の規定です。一般会計に計上するということで不要になります。

第16条を第15条として、第16条を新たに設けます。決算報告の規定です。「協議会の決算は、予算を執行した市町において処理し、決算を議会で認定され次第、構成市町に報告する」という、そういう内容になっています。

第17条を削除します。第17条は決算の規定です。

あと、第18条と第19条を1条ずつ繰り上げて、第20条を削除します。以降、条を2条ずつ繰り上げております。

それでは、もう一度議案件名簿の3ページに戻ってください。

附則でございます。施行期日を平成22年4月1日といたします。

大変雑駁ですけれども、議第4号についての説明を終わらせていただきます。

引き続き第5号です。賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてをご説明申し上げます。

議案件名簿4ページをお願いします。

議第5号、議題は賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてです。同じく地方自治法第252条の6の規定により、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を別紙のとおり変更するものです。

別紙を見てください。次のページになります。提案理由は、先ほどの第4号と同じ理由となっております。

詳細につきましては、条例改正関係等説明資料の新旧対照表のほうで説明させていただきます。

説明資料の5ページ、6ページです。

第7条第1項第3号を削除します。第3号は監事に関する規定です。

同じく、第7条第2項から「監事」を削ります。

第8条は第3項を削ります。第3項は、役員の職務のうち、監事に関する事項です。

第14条を削ります。第14条は出納及び現金の保管に関する規定です。

第15条を第14条とし、第15条を新たに設けます。決算報告の規定です。先ほどと同じく、「協議会の決算は、予算を執行した市町において処理し、決算を議会に認定され次第、構成市町に報告する」という内容です。

第16条「決算」を削除します。

第17条、第18条を1条ずつ繰り上げて、第19条の「監査」を削除します。これ以降の条を2条ずつ繰り上げます。

これで新旧対照表による説明は終わらせていただきます。

申しわけありませんが、議案件名簿の5ページに戻ってください。

附則でございます。これも同じように施行期日を平成22年4月1日とします。

大変簡単ですけれども、議第4号、議第5号についての説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 議第4号及び議第5号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 議第4号でありますけれども、第7条におきまして監事が1人ということで、会長、副会長及び監事は関係市町村の長が協議して定めた市町長をもって充てると、こういう規定になっていたかと思うわけです。そして、さらに20条で、監査は監事の属する市町村の監査委員、市長ではなくて監査委員にこれを委任すると、こういう形態になっていたかと思うわけです。

そうであれば、この20条を変えて、7条の役員、各長が監査まで含めて責任を持つと、こういう体制の改正も当然考えられると思うわけです。なぜそうしなくて、やはりもともとの障害者の策定についての規約は、各市町村長がそれぞれきっちり責任を持てと、こういう趣旨がここに読み取れるわけです、この規約の内容からいって。それらのものを結果的に外して、監査の簡素化というんでしょうか、整合性を図るということで措置をされたのではないかと、こういう理解をするわけですけれども、今、私が言ったような改正でない点と比較して、今度の改正のどこにポイントがあって、この有効性というんでしょうか、そういうものがあるのかと、特徴があるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 沢登議員の言われる、そういう改正方法もあったかと思えます。会長の、当番市町の監査委員が監査を行えばいいというあれはありました、確かに。ですけれども、会長と監査が結果的には同じなんですけれども、1市5町の担当者の中で協議した段階でそういう方向にならなかったということで、私がこれを見たときにそういう方法もあったなどは確かに思いましたけれども、協議会の内部で協議した結果がこういうことでしたので、申しわけないですけれども、提案させていただきました。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 結果がそうなったということは聞きましたけれども、協議の結果、どういう理由でそうなったのかがわかればお答えをいただきたいと思えます。理由がわからなければ別に結構ですけれども、何らかの理由がきっちり議論されたかどうか確認だけさせていただきます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 幹事会の中で協議されて、最終的に課長クラスの会議があったわけですが、その段階ではこういう案になってしまったと。申しわけありませんが、わからないというのが正しいところです。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） ちょっと理解が進まないのので確認をさせていただきます。

予算・決算におきまして、輪番制による市町の長のその議会が審議をすると、その結果を各関係市町に報告をすると、そういう読み方でよろしいのか。また、以前はどのような形態であったのか、今回は従前どおりの形態であるのかということをお聞かせください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 今、当番市町、会長市町の一般会計に予算計上させてあります。ですから、当然、一般会計ですのでその市町の監査委員の事務監査、決算監査を受けております。それで、規約上は監事の市町の監査委員がもう一度監査を今までやっていたわけですが、やはりこれはおかしいのではないかという意見が監査委員のほうからありまして、ですから、当番市町の監査委員が監査をしていますので、それを議会で認定を受けたら各構成市町のほうへ決算報告をすると、こういう格好に改めたいというのが今回の提案理由です。よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 障害者の自立支援法に基づくいろいろな制度改正がございまして、かなり今後流動的な部分も、国の施策として変化が起こり得る分野でございます。そのところの計画策定等々の協議に関していろんな発言の場があって、それを長が代表して各市町の意見の集約を図りながら計画を策定していくと、そういうことで理解してよろしいかどうか。よろしくをお願いします。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 協議会の下に監事会と、それともう一つ規約がありまして、それぞれの協議の中で詰めております。ですから、単独でいくより、いろんな意見がありまして素晴らしいことだと思っております。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第6号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第6号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページ、7ページをお開き願います。

6ページは議案のかがみでございますが、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、市町総合事務組合構成団体の数の増減及び規約変更について当該組合構成団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、あらかじめ当該組合を構成している地方公共団体の議会の議決を求めるものでございまして、今回、静岡州市町総合事務組合を組織する団体の数の減少とあわせて、7ページの内容のとおり組合規約を変更させていただくものでございます。

具体的には、静岡州市町総合事務組合から芝川町、新居町、それから富士宮市と芝川町で一部事務組合を構成している富士宮市芝川町用水組合及び湖西市と新居町で一部事務組合を構成している湖西市新居町広域施設組合が平成22年3月22日をもって脱退するものとし、あわせて静岡州市町総合事務組合規約について所要の変更を行うものでございます。

提案理由は、市町合併に伴い静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の一部が脱退するものとし、これらとあわせて組合規約の所要の変更を行うものでございます。

ご承知のとおり、静岡州市町総合事務組合は、昭和37年に一部事務組合、静岡県町村職員退職手当組合として発足し、組合構成団体常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理してまいりまして、また平成18年4月からは、静岡州市町村非常勤職員公務災害補

償組合を統合して組合の名称を静岡県市町総合事務組合に変更し、非常勤職員に係る公務災害事務の共同処理を業務内容に加えて今日に至っております。

今回の議案は、先ほどご説明申し上げましたように、本年3月22日をもって芝川町が富士宮市への編入合併、新居町が湖西市への編入合併、富士宮市芝川町用水組合及び湖西市新居町広域施設組合がそれぞれ合併により解散となるため、市町総合事務組合から脱退することとし、それに伴い組合規約の所要の変更を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の9ページから12ページにかけてご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料見開きの左側のページは変更前、右側のページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

まず、規約の一部変更でございますが、組合構成団体を列挙した別表第1、第2条関係、及び9ページから12ページにまたがっておりますが、組合で共同処理する事務を列挙した別表第2、3条関係中の市議会議員や非常勤職員、公立学校医等の公務災害補償事務に係る第3条第2号及び第3号の表中、「、芝川町、新居町、富士宮市芝川町用水組合」及び「、湖西市新居町広域施設組合」を削るもので、別表第2、第3条関係中の組合構成団体職員の退職手当の支給等に関する事務に係る第3条第1号の表中、「、芝川町、新居町」及び「、湖西市新居町広域施設組合」を削るものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、7ページの附則でございますが、この規約は平成22年3月23日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第6号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第7号～議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第7号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第8号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第11号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは一括議題のうち議第7号から議第10号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第7号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものについて歳入で増額となった主なものは、地方消費税交付金の収入見込みによる増、また諸収入において平成20年度分に係る後期高齢者医療広域連合負担金の精算による過年度収入の増、一方、減額となった主なものは、市民税や市たばこ税、入湯税等の市税に係る現年度分調定減の見込みに伴う減額、戸籍住民基本台帳手数料や清掃手

数料の減、事業費確定等による国・県支出金の減、資源ごみ売り払い代の減による財産収入の減、柿崎財産区議会議員選挙無投票による柿崎財産区会計繰入金の減、また公共投資臨時交付金充当組み替えや災害復旧事業費の確定等に伴う市債の変更などがございます。

歳出につきましては、事業費の確定に伴う不用額による減額が主な内容になっておりまして、2款総務費は1,784万2,000円の減額で、指定寄附によりふるさと応援基金への積み立てによる増額はあるものの、臨時雇い賃金や衆参両院議員の選挙、県知事選挙、柿崎財産区議会議員選挙費のほか、電算処理費、交通安全対策費を不用額として減額するものでございます。

3款民生費は、障害福祉サービス事業や後期高齢者医療特別会計繰出金で増額となりますが、障害者福祉費や保育所費等で不用額が生じ644万7,000円の減額となるもの、4款衛生費は、共立湊病院組合負担金が確定により微増となりましたが、指定ごみ袋印刷製本費、古紙処理委託料、焼却灰等処理委託料が大幅に減額となり、1,633万6,000円の減額となっております。

5款農林水産業費に大きな増減はなく、6款商工費は、ふるさと雇用再生対策事業の着地型旅行商品企画開発業務委託料が285万6,000円の大幅な減となり、総額で369万9,000円の減額となりました。

7款土木費は、住宅改修建てかえ支援事業など各種事業の不用額により減額があるものの、県単道路整備事業の追加負担金や都市公園管理事業等において増額となり、115万6,000円の追加補正となっております。

8款消防費は、下田地区消防組合負担金の通常分で123万2,000円減となり、また非常備消防費の減額により148万6,000円の減、9款教育費は、緊急雇用創出事業の特別支援教育体制推進事業や浜崎小学校電子黒板調査研究事業、学校アスベスト撤去事業の減額が主な内容で、その他各種事業の確定等により637万2,000円の減額となっております。

10款の災害復旧費は、昨年7月の集中豪雨と10月の台風18号による災害復旧事業費の確定により、1,239万7,000円の減額となりました。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,011万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億8,360万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算補正の款項の内容につきまして、補正予算の概要により後ほどご説

明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、お手数ですが、補正予算書の6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正は変更が1件で、事務機器等リース料、具体的には、今回、税務申告書作成事務機器についての変更でございますが、期間に変更はなく、限度額において、「事業予定額467万4,000円の範囲内で事務機器等をリースする旨の契約を平成21年度において締結し、平成21年度予算計上額62万3,000円を超える金額405万1,000円については平成22年度以降において支払う」というもので、事業予定額で7万1,000円、平成21年度予算計上額で4,000円、平成22年度以降における支払い額で6万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は全部で6件ございまして、まず1件目の県営下田港湾改修事業は事業費の財源変更に伴うものでございます。限度額を1,080万円から1,600万円増額して2,680万円とするものでございます。

これは、県営下田港湾改修事業につきまして、国の補正予算1億6,000万円が追加され、当該追加事業費に対する市の負担金10%、1,600万円のうち1,400万円については地域活性化・公共投資臨時交付金で対応することとし、昨年9月定例会において補正の議決をいただいたところでございますが、その後、県営下田港湾改修事業には国庫補助金が入っており、法令補助事業への地域活性化・公共投資臨時交付金の充当はできない旨の連絡が入ったため、財源を国の補正予算債へ組み替えるものでございまして、補正予算債は充当率が100%のため、国の追加事業費1億6,000万円に対する10%の市負担金1,600万円を全額起債対応させていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

2件目の稲生沢小学校アスベスト撤去事業は、事業費の確定及び起債種別を充当率75%の学校教育債から充当率95%の石綿対策事業債に変更することに伴うものでございまして、限度額を540万円から160万円増額して700万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

3件目の下田中学校アスベスト撤去事業の変更は事業費の確定によるもので、限度額を250万円から10万円減額し240万円とするものでございます。

続きまして、4件目の稲生沢中学校屋内運動場改修事業は、先ほど県営下田港湾改修事業でご説明申し上げましたように、地域活性化・公共投資臨時交付金1,400万円を県営下田港湾改修事業に充当できないため、臨時交付金の充当先を稲生沢中学校屋内運動場改修事業に組み替え、稲生沢中学校屋内運動場改修事業の起債限度額を1,840万円から1,400万円減額し、440万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

5件目の公共水産施設災害復旧事業は、昨年10月8日の台風18号による災害事業復旧事業費の確定による減額変更でございまして、限度額を350万円から200万円減額し、150万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業は事業費の確定による変更でございまして、限度額1,110万円を140万円減額して970万円とするもので、内訳は、昨年7月17日の集中豪雨による河川災害復旧事業で10万円の減、また7月17日の集中豪雨と10月8日の台風18号による道路災害復旧事業で130万円を減額し、合計140万円の減額となるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、今回の補正による地方債の変更で、増額分が2件1,760万円、減額分が4件1,750万円となり、差し引き10万円の増額となるものでございます。

なお、地方債の状況につきましては、補正予算書57ページをご覧くださいまして、今回の補正後における地方債現在高調書に記載のとおり、平成20年度末の一般会計における起債残高は92億1,364万3,000円でございますが、3月補正後における平成21年度の起債増減見込みによりますと、借入額で5億3,000万円、元金償金見込み額で11億2,028万4,000円、差し引き5億9,028万4,000円の減額となり、平成21年度末の一般会計における地方債現在高は86億2,335万9,000円と見込んでおります。

それでは、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第4条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」によるということで、恐れ入りますが、補正予算書の8ページ、第4表繰越明許費をご覧ください。

第4表繰越明許費に記載のとおり、繰越明許の事業は1件の追加でございまして、2款総務費8項地域防災対策費において、事業名は防災用資機材管理整備事業（全国瞬時警報シス

テムJ - A L E R T改良工事)で、金額は1,300万円でございます。

この事業は、昨年12月定例会において補正の議決をいただいた、市役所庁舎と敷根地内の市民スポーツセンターを専用光ファイバーで結ぶ事業でございます。関連機器の製品販売が遅れており、当該事業について、年度内に完了する見込みがつかないため繰り越すものでございます。

それでは、予算書の1ページに戻っていただき、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページまでに記載のとおりでございますが、主な内容について補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、ピンク色の補正予算の概要をご用意いたします。

概要の2ページから9ページまでが歳入、10ページから19ページまでが歳出となっております。

初めに、歳入でございますが、2ページ、3ページをご覧ください。企画財政課関係といたしましては、6款1項1目の地方消費税交付金は、国の景気対策の効果を見込み2,000万円の増。

14款2項7目総務費国庫補助金の地域活性化・公共投資臨時交付金は、地方債の補正でご説明申し上げましたとおり、特定財源の組みかえによるもの。

17款1項2目総務費寄附金のふるさと応援基金は16万5,000円の追加で、東京都渋谷区在住の方から、ふるさと応援基金にご寄附をいただいたものでございます。

20款5項4目の雑入は、宝くじのオータムジャンボによる市町村振興協会交付金について、交付額が590万1,587円と決定されたことから、11万8,000円を増額するものでございます。

21款1項の市債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げましたとおり、4目の土木債は、県営下田港湾海水事業の下田市負担分1,600万円のうち1,400万円を地域活性化・公共投資臨時交付金で充当する予定でしたが、充当不適となったため港湾債に組み替え、あわせて起債充当率100%の補正予算債に切りかえ、下田市負担分の全額1,600万円を起債で手当てするものでございます。

同5目の小学校債は、稲生沢小学校アスベスト撤去事業の確定、及び学校教育債から石綿対策事業債へ起債区分を変更したことに伴う充当率の増により160万円の増、中学校債は1,410万円の減で、内訳は、下田中学校アスベスト撤去事業の確定により10万円を減じ、稲生沢中学校屋内運動場改修事業については、地域活性化・公共投資臨時交付金1,400万円を

稲生沢中学校屋内運動場改修事業に充当することに伴い、市債を1,400万円減額するものでございます。

同7目の災害復旧費340万円の減は、昨年7月17日の集中豪雨と10月8日の台風18号災害による現年発生補助災害復旧事業債で、内訳は、公共水産施設災害復旧事業で200万円の減、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業で140万円の減額となるものでございます。

続きまして、総務課関係ですが、15款2項1目総務費県補助金の富士山静岡空港利活用促進協働事業費補助金は29万2,000円の減額で、萩市訪問下田市民号に対する補助金の確定によるものでございます。

20款諸収入、5項4目の雑入は46万2,000円の減で、姉妹都市萩市訪問市民号一般参加者46人を予定したところ35人だったため、参加者負担金を4万2,000円で11人分、46万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、税務課関係ですが、1款1項市民税、1目の個人・現年課税分は820万円の追加、2目法人・現年課税分は840万円の減額でございまして、いずれも調定額の増減によるものでございます。

同4項1目の市たばこ税現年度課税分は400万円の減、同6目の入湯税につきましても1,240万円の減額となります。

15款3項1目の総務費委託金は県税徴収委託金で、委託金の確定により54万3,000円の減額となるものでございます。

続きまして、市民課関係ですが、13款2項1目の総務手数料、戸籍住民基本台帳手数料は120万円の減額で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、戸籍謄抄本交付で50万円、住民票交付で30万円、印鑑証明等の交付で40万円それぞれ減額となり、総じて窓口手数料収入が減少傾向にあるものでございます。

14款国庫支出金、3項1目の戸籍住民基本台帳費委託金は外国人登録事務費確定により5万円の減、同4節国民投票制度事務委託金の既存住民基本台帳電算処理システム改修費は、事業完了による交付金確定により9万6,000円の減額でございます。

15款県支出金、2項1目総務費補助金の地域防災対策費補助金は41万7,000円の追加で、消防ホースやトランシーバー、小型動力ポンプなど、消防団等の防災用資機材整備事業に対する補助が主な内容となっております。

続きまして、福祉事務所関係で、14款1項1目民生費国庫負担金の社会福祉負担金は189万6,000円の減額で、特別障害者手当等が受給者の減により139万6,000円の減、また身体障

害者福祉の自立支援医療費で300万円の減となり、生活介護・施設入所支援等の増により、介護給付費、訓練等給付費は250万円の増額となっております。

同2項1目の民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、日中一時支援事業利用者の減により25万円の減額。

15款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金は25万円の減で、内訳は、自立支援医療費が150万円の減、介護給付費、訓練等給付費等で125万円の増となっております。

同2項2目県補助金の社会福祉費補助金は35万円の減で、内訳は、地域生活支援事業費等の日中一時支援事業が12万5,000円、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の通所サービス利用促進事業で22万5,000円、いずれも減額となりました。

20款5項4目雑入の心身障害者扶養共済制度保険料受入金は16万円の減額で、年金受給者2名の死亡によるものでございます。同10節の同級他団体受入金は7万5,000円の減で、伊豆つくし会「ワークあおぞら」の通所サービス利用促進事業受入金の減でございます。

続きまして、健康増進課関係では、15款1項1目民生費県負担金の保険基盤安定負担金は36万3,000円の追加で、内訳は、後期高齢者医療分の保険料軽減分で379万4,000円の増額となりましたが、扶養者軽減分が343万1,000円の減となり、差し引き36万3,000円の増額となっております。

同2項3目の衛生費県補助金は、健康づくり総合支援事業補助金交付決定により2万2,000円の減。

また、20款5項3目の過年度収入、広域連合過年度収入238万2,000円の追加は、平成20年度静岡県後期高齢者広域連合負担金精算金の受け入れでございます。

続きまして、環境対策課関係は、13款2項3目衛生手数料の清掃手数料は657万5,000円の減額で、ごみ持ち込み手数料で253万5,000円、ごみ収集手数料で404万円、いずれも減額となるものでございます。

16款財産収入、2項2目物品売払収入の資源ごみ売払代は211万4,000円の減額で、アルミ缶や混合プレスは単価上昇により増額となったものの、古紙類が大きく落ち込んだものでございます。

6ページ、7ページをめぐっていただき、産業振興課関係でございますが、13款使用料及び手数料、1項4目農林水産手数料の海岸保全区域占用料は占用件数の減で6万5,000円の減額、同5節の爪木崎自然公園使用料は、爪木崎自然公園駐車場利用台数の増加により17万6,000円の増額となったものでございます。

14款 1項 3目災害復旧費国庫補助金の水産施設災害復旧費負担金は404万6,000円の減額でございまして、これは、昨年10月8日の台風18号による水産施設災害復旧事業費確定による負担金の減。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金の商工費補助金は746万4,000円の減額でございまして、これは、ふるさと雇用再生特別事業として取り組んでいる着地型旅行商品企画開発業務委託について、契約変更により285万6,000円を減額するものでございます。また、緊急雇用創出事業につきましては、事業完了（6事業）等により460万8,000円の減額となるものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、14款 1項 3目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は350万2,000円の減額で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、昨年7月17日の集中豪雨による河川災害事業で29万7,000円の減、また7月17日豪雨と10月8日の台風18号による道路橋梁災害事業で320万5,000円を減額するものでございます。

同2項3目土木費国庫補助金の住宅費補助金は、木造住宅補強計画策定事業の実績がなかったことから14万4,000円を減額し、同2節の地域住宅交付金は特定財源の組み替えで、木造住宅耐震補強事業の実績がなかったため、補助金3万円を景観計画策定事業に充当変更したものでございます。

15款 2項 6目土木費県補助金の住宅費補助金は87万7,000円の減額で、これは、木造住宅耐震補強事業の実績がなかったため、通常分、高齢者分及び補強計画策定事業分を合わせて77万2,000円減じ、また、多々戸地区急傾斜対策事業測量業務委託の入札差金により10万5,000円を減額するものでございます。

17款 1項 4目土木費寄附金の住宅費寄附金は39万5,000円の追加で、これは、急傾斜地崩壊対策事業費の変更に伴う地元受益者寄附金の変更追加分でございます。

続きまして、学校教育課関係ですが、14款 2項 4目教育費国庫補助金の安全安心な学校づくり補助金は13万9,000円の減で、これは、稲生沢小学校アスベスト撤去事業に係る交付金の確定によるものでございます。

同3項3目教育費委託金の小学校費委託金は、9月補正で議決をいただきました浜崎小学校電子黒板調査研究事業費につきまして、事業費確定により116万4,000円の減額となるものでございます。

15款 2項 2目民生費県補助金の児童福祉費補助金は124万8,000円の追加で、補正内容等に記載のとおり、放課後児童対策実施事業は年間平均利用児童数の増により基準額が増額され

て95万7,000円を追加し、下田保育所で実施している一時保育促進事業は、補助基準額の改正により12万円の増、また、産休代替職員雇い上げ事業について1名該当があったことから17万1,000円の増額となったものでございます。

17款1項5目教育費寄附金は、駿東郡長泉町在住の方から、ふるさと納税により教育振興基金へ指定寄附をいただいたものでございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、14款国庫支出金、3項1目総務費委託金は事業費の確定により衆議院議員選挙委託金が184万7,000円、8ページ、9ページをめくっていただき、同5節の参議院議員選挙委託金が106万6,000円と、いずれも減額となるものでございます。

15款県支出金、3項1目総務費委託金も、静岡県知事選挙委託金事業費確定により237万2,000円の減。

また、18款繰入金、1項8目柿崎財産区会計繰入金は、柿崎財産区議会議員選挙が無投票だったことから189万1,000円を減額するものでございます。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 引き続きまして、歳出をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをめくっていただきまして、企画財政課関係では、2款1項7目0250事業の合併対策事業14万7,000円の減額は不用額、同20目0405事業のふるさと応援基金は16万5,000円の追加で、これは先ほど申し上げましたとおり、渋谷区在住者からの寄附金をふるさと応援基金に積み立てるものでございまして、これにより補正後の基金現在高は51万5,000円となるものでございます。

2款5項2目0660事業の指定統計調査事業は、調査委員報酬1万6,000円の増と調査協力謝礼1万6,000円の減とで相殺され、補正増減はございません。

2款9項1目0910事業の電算処理総務事業は126万8,000円の減でございまして、各種委託料等の確定によるもの、0920事業のネットワーク推進事業もパソコンリサイクル等処分委託、

庁内LAN用サーバー機器の確定等による不用額で90万8,000円の減、0921事業の行政情報化推進事業のLWANシステム保守点検料21万6,000円の減も確定による不用額でございます。

12款1項1目一般会計予備費3,316万2,000円の追加は、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。

続きまして、総務課関係では、2款1項1目0100事業、総務関係人件費は403万2,000円の減で、臨時雇い賃金の不用額、同4目0171事業、顕彰事業の23万4,000円、0172事業、広報広聴事業の2万4,000円の減は、いずれも確定による不用額でございます。0174事業の都市交流事業は92万2,000円の減額で、主な内容は、吉田松陰先生殉節150年にちなんで催行した姉妹都市萩市訪問市民号関連経費の不用額でございます。

続きまして、税務課関係でございますが、2款2項2目0470事業の市民税課税事務は59万円の減額で、特別徴収分の出力加工等に係るシステム業務について、職員が自己処理したことによる委託料の軽減や業務完了による不用額、0471事業の資産税課税事務53万4,000円は執行済みによる不用額、0472事業の市税徴収事務は40万円の減額で、公売事案が発生しなかったことにより、不動産鑑定業務委託料が不用額となったものでございます。

続きまして、市民課関係でございますが、2款3項1目0501事業、戸籍電算化事業は23万6,000円の減額で、事業完了による精算不用額、同7項1目0750事業の交通安全対策事業は、交通安全指導員設置費用負担金の確定による不用額で18万2,000円の減、0753事業、防犯対策事業は100万円の減額で、防犯灯電気料の不用額。

8款1項1目5800事業の下田地区消防組合負担事務は123万2,000円の減額で、組合負担金通常分の確定に伴う不用額でございます。

12ページ、13ページをめぐっていただき、8款1項2目5810事業、消防団活動推進事業は13万8,000円の減で、消防団員6名欠員に係る報酬の不用額、5811事業、賀茂支部消防査閲大会事業は選手用被服やシューズ、手袋等の査閲大会用消耗品と消防用ホースなどで4万7,000円の減、また、5812事業、静岡県消防査閲大会事業の6万9,000円の減額は、大会参加者の普通旅費に係る不用額でございます。

続きまして、福祉事務所関係は、3款1項1目1000事業、社会福祉総務事務は7万円の減で、下田市社会福祉協議会へ委託した手話奉仕員養成講座終了による精算、同2目の1051事業、特別障害者手当等支給事務の186万2,000円の減、1052事業、在宅身体障害者（児）援護事業の600万円の減、1053事業、地域生活支援事業の50万円の減、1054事業、身体障害者福

祉推進事務の30万円の減額は、いずれも補正内容等に記載した事業の確定による不用額でございます。

3款1項3目1102事業、心身障害者扶養共済事務は16万円の減で、年金受給者の死亡によるもの、同4目の1110事業、精神障害者援護事業は50万円の減で、入院患者減少による医療扶助の不用額でございます。同5目の1120事業、障害福祉サービス事業は482万4,000円の追加で、これは、生活介護・施設入所支援等に係る介護給付費・訓練等給付費等扶助費で500万円の追加と、障害福祉サービスシステム利用料の不用額17万6,000円との差額でございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、3款9項1目の1965事業、後期高齢者医療会計繰出金48万2,000円の追加は保険基盤安定繰出金の決定によるもので、保険料軽減分505万7,000円の追加と被扶養者軽減分457万5,000円の減額との差額でございます。

4款1項4目の2065事業、臨時場外離着陸場整備事業は32万4,000円の減額で、下水道終末処理場敷地内のヘリポート進入路工事完了による精算、同5目の2080事業、共立湊病院組合負担事務は44万7,000円の追加で、負担金の確定によるもの、同2項1目の2150事業、健康増進事業は、健康管理システム作業用機器等借上料の不用額で10万3,000円の減となるものでございます。

続きまして、環境対策課関係ですが、4款3項2目の2260事業、ごみ処理手数料事務は942万8,000円の減額で、内訳は、指定ごみ袋の印刷製本費で1,500万枚予定していたところ1,350万枚と15万枚減となり、単価も大幅に下がったことから895万6,000円の減額となり、また販売事務委託料についても、販売枚数の減により47万2,000円の減となっております。

同3目の2280事業、ごみ収集事務は、ごみ量の減少と単価の推移により古紙処理委託料が大きく減額となり387万7,000円の減。同4目の2300事業、焼却場管理事務は焼却灰、ばいじん排出量の減少により162万7,000円の減、同6目の2380事業、環境対策事務は58万5,000円の減額で入札差金によるものでございます。

14ページ、15ページをめぐっていただき、4款3項6目の2381事業、環境衛生事業は50万2,000円の減額で、緊急雇用創出事業として国の10割補助により実施した浄化槽台帳整備事業の確定による減、同7目の2400事業、南豆衛生プラント組合負担事務は33万9,000円の減で、確定によるもの。

4款4項1目の2410事業、水道事業会計繰出金の2,000円の追加は、非常用給水タンク購入費の確定に伴い、ルール分について現計予算との差額を繰り出すものでございます。

続きまして、産業振興課関係は、5款1項2目の3050事業、農業総務事務の4万2,000円の追加は緊急雇用臨時職員の賃金、同5目の3200事業、農業施設維持管理事業は緊急雇用臨時職員の賃金その他で23万4,000円の減、4項1目の3700事業、水産振興事業は33万5,000円の追加で、須崎漁港水産業協同施設整備事業補助金でございます。

6款1項5目の4170事業、ふるさと雇用再生対策事業は285万6,000円の減額で、着地型旅行商品企画開発業務委託について、求人事務の遅れにより人件費、旅費、事務費及び委託事務手数料の5カ月分を減額するものでございます。4180事業、緊急雇用創出対策事業は45万円の減額で、完了2事業と学校教育課の4事業分の社会保険料について減額するものでございます。

続きまして、10款1項4目の7152事業、公共水産施設災害復旧事業（10月8日災）は596万1,000円の減額で、台風18号による須崎漁港及び白浜板戸漁港の災害復旧事業費確定により精算するものでございます。同6目の7223事業、単独農用施設災害普及事業（7月17日災）は5万5,000円の減額で、集中豪雨による加増野ポーレポーレの災害復旧事業費確定により精算するものでございます。

続きまして、観光交流課関係でございますが、6款2項1目の4200事業、観光総務事務35万9,000円の減額はフラワー都市交流事業完了による開催市負担金の精算で、同3目の4350事業、観光施設管理総務事務3万4,000円の減額は、緊急雇用創出事業として実施した観光施設美化業務委託の完了による精算でございます。

続きまして、建設課関係では、7款1項1目の4500事業、土木総務事務は17万8,000円の減額で、内訳は、緊急雇用事業のクリーンアップ作戦業務委託の完了により15万8,000円の減、用地対策連絡協議会負担金は会費廃止により2万円の減となりました。また、同2項3目の4605事業、県単道路整備事業負担事務は194万円の追加で、内訳は、河津下田線の事業費増により負担金を270万円追加して1,530万円となり、現計予算額1,335万円との差額195万円を追加し、一方、静岡県道路利用者会議負担金が1万円の減で、差し引き194万円の追加となるものでございます。

7款4項1目の5100事業、港湾総務事務は港湾振興会負担金が1万5,000円の減、同5項1目の5160事業、景観計画策定推進事業は21万5,000円の減額で、景観づくり市民会議委員謝礼の減、同2目の5180事業、伊豆縦貫道建設促進事業は郵便料の不用額で14万5,000円の減、同4目の5250事業、都市公園維持管理事業は79万2,000円の追加で、光熱水費で7万5,000円、下水道料で2万円、敷根公園屋内温水プールの機械設備ふぐあいによる漏水に対

する重油代や水道料等の特別支出を考慮した指定管理料80万6,000円を増額し、一方、緊急雇用創出事業としてのクリーンアップ作戦委託業務の完了により10万9,000円の減となり、差し引き79万2,000円の追加となるものでございます。

7款7項2目の5620事業、住宅改修建替支援事業は108万8,000円の減で、木造住宅耐震補強補助及び木造住宅補強計画策定実績がなかったことによる不用額でございます。

16ページ、17ページをめぐっていただき、7款7項3目の5630事業、急傾斜地対策事業の6万5,000円の追加は、県事業費変更による負担金の追加で29万円、吉佐美多々戸地内の用地測量業務委託入札差金で22万5,000円の減額となり、差し引き6万5,000円の追加となったものでございます。

10款2項1目から4目までの各事業は、昨年7月17日の豪雨災害及び10月8日の台風18号による道路橋梁・河川災害復旧事業の確定による不用額で、補正額、補正内容等は記載のとおりでございます。

続きまして、学校教育課関係でございますが、3款3項3目の1550事業、公立保育所管理運営事業は158万8,000円の減額で、緊急雇用臨時雇い日数減による賃金の減額34万5,000円や、土曜保育利用者の減少による賄い材料費110万円の不用額、同5目の1650事業、地域保育所管理運営事業は、遊具点検で4万5,000円、鼠族昆虫駆除業務委託で5万2,000円の不用額、同6目の1452事業、放課後児童対策事業は緊急雇用創出分臨時雇い賃金67万6,000円の減額となるものでございます。

9款1項1目の6000事業、教育委員会事務は12万2,000円の減で、普通旅費、各種会議負担金の精算による不用額、同2目の6010事業、教育委員会事務局総務事業は57万3,000円の減額で、緊急雇用創出による学校教育施設美化事業委託事業で32万8,000円の減額など、補正内容等に記載のとおり精算による不用額でございます。

同4目の6031事業、特別支援教育体制推進事業は152万円の減額で、緊急雇用創出事業による特別支援教育支援員の賃金の精算による不用額、同5目の教育振興基金は3万円の追加で、長泉町在住者からのふるさと納税による寄附金を教育振興基金に積み立てるもの。

9款2項1目の6050事業、小学校管理事業は11万7,000円の減で、稲生沢小学校フェンス改修工事の入札差金による不用額、同2目の児童援護事業は1万5,000円の追加で、特別支援教育就学奨励費、6093事業の浜崎小学校電子黒板調査研究事業は入札差金により116万4,000円の減額、同3目の6100事業、稲生沢小学校アスベスト撤去事業は事業完了により195万円の減。

9款3項2目の6191事業、生徒援護事業は通学費補助金対象者14名減少により54万円の減額、同3目の6222事業、下田中学校アスベスト撤去事業は入札差金により13万7,000円の減、9款4項1目の6250事業、幼稚園管理事業は、緊急雇用創出事業による下田幼稚園特別支援員の臨時雇い賃金29万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをめぐっていただき、選挙管理委員会関係でございますが、2款4項1目の0550事業、選挙管理委員会事務は42万6,000円の減で、時間外勤務手当の不用額、同3目から10目まですべて選挙事務確定による不用額でございます。3目の0571事業、静岡県知事選挙事務は208万4,000円の減で、主なものは職員手当等や役務費の減、4目の0582事業、衆議院議員選挙事務は184万7,000円の減で、職員手当等や役務費が主な内容、5目の0572事業、柿崎財産区議会議員選挙事務は189万1,000円の減で、無投票による不用額、10目の0583事業、参議院議員補欠選挙事務は106万6,000円の減で、職員手当等や役務費が主な内容となっております。

以上、大変雑駁でございましたが、議第7号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の59ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,113万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億902万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、60ページ、61ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の20ページから23ページまでをご用意願います。

まず、20ページ、21ページの歳入でございますが、3款1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金・現年度分の療養給付費負担金は2,879万3,000円の減額で、医療費の減額に伴う療養給付費負担金の減、同3目特定健康診査等負担金は74万円の減額で、健康診査実績により受診者の減少に伴う負担金の減。

3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金の普通調整交付金は842万8,000円の減額で、医療費の減額に伴う普通調整交付金の減、また2節の特別調整交付金は104万7,000円の減額で、

生活習慣病予防対策支援事業委託に係る契約差金による減。

4款1項1目の療養給付費交付金・現年度分は2,123万円の減額で、医療費の減額に伴う療養給付費交付金の減。

6款1項県補助金、3目の財政調整交付金・普通交付金は750万8,000円の減額で、医療費の減額に伴う普通交付金の減、同2項2目の特定健康診査等負担金は、健康診査の実績により受診者の減少に伴い174万円の減。

11款諸収入、3項1目の特定健康診査等委託料は264万4,000円の減額で、健康診査の実績により受診者の減少に伴う委託料の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目8300事業の国民健康保険総務事務148万9,000円の減額は、資格点検業務単価等の見直しによる手数料184万8,000円の減と、高齢者医療制度円滑運営事業に伴うシステム改修作業委託で35万9,000円の追加の差額でございます。

一般被保険者療養費給付事務は療養給付費年間見込みにより7,160万円の減額、同2目の8355事業、一般被保険者療養費支給事務は療養費年間見込み増により負担金を101万円追加し、2款2項1目の8360事業、退職被保険者等療養費給付事務は療養給付費年間見込みにより1,190万円の減、同2目の8365事業、退職被保険者等療養費支給事務も療養給付費年間見込みにより77万円の減額で、2款5項1目の8390事業、一般被保険者高額療養費支給事務は高額療養費年間見込みにより1,308万円の減、2款6項1目の8395事業、退職被保険者等高額療養費支給事務は高額療養費年間見込みにより856万円の減。

8款1項1目の8480事業、特定健康診査・保健指導事業は1,156万7,000円の減額で、健康診査実績によりデータ管理手数料で30万1,000円の減。また健康診査委託料で1,126万6,000円の減となっております。8485事業の健康管理普及事業は、生活習慣病予防対策支援事業委託契約差金により104万7,000円の減額でございます。

9款1項1目の8490事業、国民健康保険審査報酬支払準備基金は4,300万円の追加でございます。これは、地財法第7条に規定する決算剰余金の2分の1を下らない金額は基金に積み立てる等の原則により、平成20年度繰越金のうち介護精算分を除いた約1億4,400万円の2分の1、約7,300万円を積み立てるため、昨年6月補正で3,000万円積み立ての議決をいただき、今回4,300万円を積み増すことにより、2分の1ルールをクリアするものでございます。

11款1項3目償還金の8530事業、国民健康保険償還金事務は87万4,000円の追加で、前年

度退職者医療療養給付費超過交付金返還金で522万9,000円の減額の一方、平成20年度一般医療・療養給付費超過負担金返還金で610万3,000円の追加となり、差し引き87万4,000円の増額となるものでございます。

12款1項1目国民健康保険予備費は399万9,000円の追加で、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第8号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の7ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,011万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、78ページ、79ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の24ページ、25ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者特別徴収保険料の現年度分は195万円の減額で、特別徴収から普通徴収に50人変更となったことによるもの、2目の後期高齢者普通徴収保険料・現年度分につきましては、特別徴収から普通徴収に50人変更となり、また年齢到達により賦課対象者が300人増加したことにより、795万円の追加となったものでございます。

2節の滞納繰越分については、当初予算で64万円を見込みましたが、最終的に滞納額約243万円に対し収納率65%、158万円の収入を見込んだことから、差額の94万円を追加するものでございます。

3款1項一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金は48万2,000円の追加で、内訳は、保険料軽減分で505万7,000円を追加し、被扶養者軽減分で457万5,000円の減額となり、差し引き48万2,000円の追加となるもの。

6款1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は28万3,000円の減額で、契約差金によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の8700事業、後期高齢者医療総務事務は

28万3,000円の減額で、後期高齢者医療制度システム改修契約差金によるもの。

2款1項1目の8750事業、後期高齢者医療広域連合納付金は742万2,000円の追加で、内訳は、特別徴収保険料について特別徴収から普通徴収への変更で195万円の減額となり、一方、普通徴収保険料は889万円の追加となるもの、また、保険基盤安定負担金は決定による補正で48万2,000円の追加ですが、内訳は、保険料軽減分で505万8,000円の追加、被扶養者軽減分で457万6,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第9号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の89ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,710万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるということで、お手数ですが92ページをお開き願います。

地方債補正の変更は1件でございまして、限度額を3億6,080万円から570万円減額して3億5,515万円とするもので、内容は、地方債残高軽減のため公共下水道事業債のうち特別措置分の借入予定額5,570万円を570万円減額して5,000万円に変更し、地方債の削減を図るもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

なお、公共下水道事業債の特別措置分は、発行可能額5,870万円全額が交付税算入されるもので、今回の減額補正による普通交付税への影響はございません。

それでは、予算書の89ページに戻っていただき、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の90ページ、91ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきまして補正予算の概要により説明させていただきます。

お手数ですが、補正予算の概要の26ページ、27ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目負担金は270万円の追加で

ございまして、下水道受益者負担金の増額によるものでございます。

7款諸収入、3項1目の雑入は112万2,000円の減額で、下田港横枕線県単街路整備工事に係る物件移転補償費の減でございます。

8款1項1目事業債の下水道事業債は570万円の減額でございまして、先ほど地方債の変更でご説明申し上げました理由により減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款2項1目の8810事業、下水道管渠維持管理事業は86万7,000円の減額で工事費の確定によるもの、同2目の8820事業、下水道施設管理事業は281万円の減額で、内訳は、債務負担の下水道施設維持管理契約履行監視業務委託で81万円の減、汚泥等処理処分業務委託で200万円の減額となっております。

3款1項2目の8860事業、下水道起債利子償還事務は43万円の減額で、長期債利子のうち平成21年度借入事業債の利率確定により減額補正をするものでございます。

4款1項1目の下水道予備費は1万5,000円の減額で、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁でしたが、議第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第7号から議第10号までの4件の補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第11号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

補正（第5号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、収入で観光の低迷、人口の減少、生活防衛意識の高まり等による給水収益の減額と、支出で送・配水量の減に伴う動力費、薬品の減額が主なものでございます。

1ページをお開きください。

まず第1条でございますが、平成21年度下田市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量でございます。平成21年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2号年間総配水量「523万3,000立方メートル」を「515万6,000立方メートル」に、第3号1日平均配水量「1万4,337立方メートル」を「1

万4,126立方メートル」に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で、第1款水道事業収益を1,299万8,000円減額し7億8,547万6,000円とするものでございます。内訳といたしまして、第1項営業収益を1,300万円減額し7億8,087万5,000円とし、第2項営業外収益を2,000円増額し460万円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を1,347万7,000円減額し6億7,307万4,000円とするものでございます。内訳といたしまして、第1項営業費用を1,350万円減額し5億2,721万4,000円とし、第2項営業外費用を2万3,000円増額し1億3,686万円とするものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。2ページ、3ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出、収入、1款水道事業収益7億9,847万4,000円を1,299万8,000円減額し7億8,547万6,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1項営業収益1,300万円の減額は、先ほど申し上げましたように、観光の低迷、人口の減少、生活防衛意識の高まり等による給水収益の減により補正するもので、内容といたしまして、1目給水収益を同額減額するものでございます。2項営業外収益2,000円の増額は、給水パック、給水タンク等の購入に対する県補助金の精算に伴い補正するもので、内容といたしまして、2目他会計繰入金、地域総合防災事業補助金を同額増額するものでございます。

支出といたしまして、1款水道事業費用6億8,655万1,000円を1,347万7,000円減額し6億7,307万4,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1項営業費用1,350万円の減額は送・配水量の減によるもので、内容といたしまして、1目原水及び浄水費950万円の減額は送水量の減により動力費、薬品費を減額するもの、2目配水及び給水費400万円の減額は配水量の減により動力費を減額するものでございます。2項営業外費用2万3,000円の増額は、営業収益1,300万円と営業費用1,350万円の差額50万円に対する消費税及び地方消費税が増額となるもので、内容といたしまして、2目消費税及び地方消費税を2万3,000円増額するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は1,202万3,000円減額し10億3,464万5,000円に、支払資金は1,350万円減額し8億6,196万3,000円となり、この結果、年度末における資金残高は1億7,268万2,000円を予定するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

補正第4号の予定貸借対照表に補正第5号の補正予定額を増減したもので、6 ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億721万4,000円となるものでございます。7 ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億721万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8 ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1 の営業収益 7 億4,369万2,000円から 2 の営業費用 5 億1,874万9,000円を差し引きますと、営業利益は 2 億2,494万3,000円となるものでございます。

次に、3 の営業外収益457万7,000円から 4 の営業外費用 1 億2,032万5,000円を差し引きますとマイナス 1 億1,574万8,000円となり、この結果、経常利益は 1 億919万5,000円で、これに 5 の特別利益1,000円を加え、6 の特別損益500万円と 7 の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は 1 億19万6,000円を予定するものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第11号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長（増田 清君） 議第7号から議第11号までについて当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第7号から議第11号までについて当局の説明は終わっております。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第7号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を許します。
9番。

9番（増田榮策君） 臨時雇用創出分について、予算書を見ますと大分不用額で出ているんですが、これは雇用対策として地域の活性化に寄与するためにやっているもので、本来ならばこれは使うべくして使わなければいけない予算だと私は思うわけです。

それで、よく見てみると、これは人件費ですから、あくまで算定に基づいて人件費の総額

を出すんでしょうけれども、中には途中でやめてしまったりとかそういうこともあるかと思うんですが、緊張感のない予算の使い方はいかがなものかなと思うんです。総額で約400万円なんですけれども、少なくとも一事業で30万円以上余っているようなことは私は納得できないんです。

それで、ふるさと応援基金というのがありますけれども、この基金でさえも積立金は30万円ですよ。ふるさとの人が使ってくださいといって、下田のために役立ててくださいといって集まった寄附金がまだ約30万円です。しかも、使ってくださいと来たものを400万円も総額で余らせるということはちょっとおかしいんじゃないかなと。各課で30万円以上余ったようなところで、どうして余ったのかちょっとご説明願いたいんです。どこの課でも結構です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） ただいまの緊急雇用で30万円以上の残額ということでございます。30万円以上は、浄化槽管理台帳の整備ということで約50万円、学校教育施設美化整備事業において約30万円、特別支援教育体制推進事業におきまして約150万円、放課後児童クラブ特別支援事業におきまして約60万円、保育園特別支援事業につきまして約30万円、それと、うちのほうの緊急雇用創出対策事業ということで直接雇用した分の臨時職員の負担金とか保険金の関係で45万円の減額をしております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） これだけの金額が余るといのは、私は原因があると思うんです。例えば人件費を1日幾らで算定して、何人分ということでこれは出していると思うんですけれども、何でこれが余ってくるのか、緊張感のないような予算の組み方をしているのか。余ったからそのままこれでいいやと、使わなくてもいいやと言っているのと同じなんですよね。

これでは、せっかく予算をつけてもらったのにちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、余った原因というのはどういうあれですか、細かいことで聞きますけれども。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） これらの事業につきましては、ハローワークのほうで雇用をしております。そこで募集をかけたところ、応募してくる方がなかなかいなかったというのが主な原因ではないかと思っております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） それなら本当におかしいんですけれども、僕は市長に聞きますけれども、今、滞納だっていっぱいあるんですよね。滞納だって延滞金を含めれば15億円から18億円あるんじゃないですか。だから、そういう方に、働くところがあるよと電話一本でもいいから示すべきではないでしょうか。滞納者のあれで税務課に僕は言いたいんですけども、結局応募がなかったから使わなかったと、余っただって、そんな話は僕はないと思うんです。そんなのはあり得ないと思うんですね。そんな緊張感のない予算の使い方はあり得ない、絶対。

だから、言っては悪いんですけれども、低所得者でも働ける範囲で、例えば草刈りだとか道路の清掃だとか枝打ちだとか、そういうものだってあるはずなんです。それを税務課なんかと庁内で相談して、市長が先頭に自ら立ったら、各課から報告が行って、人員が余りますと、これでいったら予算が余りますからどうしましょうというようなあれがないんですかね。中間的に、余るようだったら何か対策を講じるようなことはしなかったんですか。これじゃ納得いかないな、本当に。自ら市長が行革だとか、やれ予算の削減だとか求めていたって、これでは何にもならないんじゃないですか。せっかくこれだけの予算をつけて、下田のために使ってくださいと来ているものが、いや、働くものがありませんでしたと、こんなので済んでいいんだろうか。どうですか、この辺は。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 確かに、雇用の関係で使うべきお金が残ってしまったということにつきましては、議員のご指摘のとおりだと思います。しかしながら、多分、今担当のほうからも述べましたように、担当とすれば雇用のためにいろいろ声をかけて募集をした経過もある中で、
なかった部分もあるということで、今後、お金が残ればそれを使ってしまえばいいじゃないかというようなふうにも受け取れますので、ただ我々とすれば大事なお金でございまして、無駄遣いはしたくないという思いの中で各課が慎重にやられた事業の結果が出てきたわけでありまして、ご指摘のとおり、そういう目的のお金でございまして、今後しっかりこういうものが残らないようにやはりもっと連携をとりながら、必要な事業が創出できれば、それに雇用が生み出されるような方法というものを考えていきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 3月の補正というのは事業確定による増減が主なものという予算内容であると思っておりますが、今、増田榮策議員が指摘されましたように、今回、この補正で大きな

ものは緊急雇用創出対策事業、それからふるさと雇用再生対策事業の2点で七百数十万円というお金が減額になっているわけでございます。特に大きなものといいますと、4170事業のふるさと雇用対策再生事業着地型旅行商品企画開発業務委託が大きなものですね。それから、6031事業の特別支援教室体制推進事業、こちらの金額も大きくなっています。

まず、ふるさと雇用再生対策事業の着地型の旅行開発の件なんですけれども、こちらは去年の新年度予算のときに私も課長から説明を受けたわけなんですけど、ふるさと雇用再生については国の雇用対策ということで、地域の人材で旅行商品を開発していこうと。一応1年契約で最長3年、何とかその3年間に事業化、旅行業等の資格も取っていただいたり、人材によっては持っている方が来ていただけるかもしれない、そういうお話をこの議場でしていただいたわけでございます。

企画財政課長の説明によりますと、5カ月間雇用がなかったという説明を受けたわけなんですけれども、なぜそれだけ遅れたのかということでございます。きちんとこれをやることによって、旅行業等の資格を取ったり3年間にわたって事業を行ったりということで、観光で生きている下田市にとっては大変重要な事業となると思います。この5カ月間の無駄がまことにもったいないと思うんです。そのあたりの説明をまずしていただきたいと思います。

それから、特別支援教育体制推進事業に当たっては、私のほうで9月の一般質問でも取り上げさせていただいた問題でございます。学校の教育現場のほうにおいて特別支援員というのが不足していて大変だということ、私も現地のほうを見せていただいてそのお話をさせていただきました。その中で、本来は当初予算で上げるべきものにこの緊急雇用を使ったということで、有資格者をとれなかったという、そういうお話をさせていただいたわけでございます。

しかし、150万円を超えるお金が残っている。現場では足りないという中でやったはずですので、足りないのに余ったというのはどういうことになっているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

それから、この雇用創出に関しては、ここに使わなかったお金をほかに回すことができれば、そこで市内にお金が回るということになるわけです。その辺も考え合わせますと、まことに無駄なことをしたとしか思えない。本来は必要だと言っているものが使われていない、この無駄をどう考えるのか、その点もお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の田坂議員のご質問で、ふるさと雇用、着地型の関係です

から、私の観光のほうからお答えさせていただきます。

当初予算ということで540万円上げさせていただいたんですが、当然当初から雇用するという前提で物事を進めてまいりまして、4月の中旬過ぎですけれども募集をかけまして、数人の方から問い合わせはありました。補助事業ということの中で公募が前提と、必ずハローワークを通してくださいという中でかなり制限があったわけですけれども、そういった意味で一本釣りのような形のことはできなかったものですから、1週間か2週間ぐらいですか、募集をさせていただきました。

そして、数名の方から問い合わせがありまして、実質的に面接に至ったのが2名です。3名申し込みがありまして、1名が事前に辞退ということで、2名を面接させていただきましたが、残念ながらこのふるさと雇用については多少の能力も必要ということで、面接で厳しいかなということで雇用に至りませんでした。

公募が前提なのでなかなかあれだったので、すぐにまたやっても同じことだと思ひまして、しばらく旅館を通じたりとかJRのほうとか、人材はいないだろうかということで問い合わせてきたんですけれども、なかなかいい方がというか、地元に住んでいらっしゃる方が少ないということで少し経過してしまったんですが、いよいよこれでは前提条件といいますが、半年以上雇わなければならないということでぎりぎりになってしまったんですが、8月のお盆過ぎに再度公募をさせていただきました。

そして、何とか3名ほどの方の申し込みがあったんですが、やはり1名辞退があったということで、2名を面接させていただきました。そして、女性だったんですけれども、外資系の企業でマーケティングや企画を担当しているということで、英語も堪能だったということもありまして、その方を何とか採用したというのが実態でございます。そういうことで、準備期間も含めまして10月1日から採用ということでさせていただいたのが実態でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 私のほうも、5月の補正のときに、学校で特別支援の関係で不足しているというようなことでこの予算をいただいたところでございます。5月のときの予算の内容といたしましては、3人を予定させていただきたいというようなことで、1カ月22日、そして単価が880円というようなことでお願いしたところでございます。それ以外に通勤の費用、そして期末手当、そういうものを合わせまして419万8,000円をお願いしたところでございます。

そこで、この予算をいただきましてからすぐに公募をかけたわけでございます。このときには有資格者というようなことで公募をさせていただいたわけなんです、国の指針として退職教員は含めないというようなことがわかりまして、このときの公募では1人しか採用することができなかったということがございます。それから、すぐ夏休み等に入るといようなことで、9月から、資格を問わずに公募をかけまして2名の方を採用したといような現実がございます。

そういうことで、6月、7月については3人のうち1人しか勤務の実態がないといようなことでございます。そして、9月から募集しました2人につきましては、当初予定してありました880円の単価が、資格がないといようなことで820円の単価になったといようなことがございます。

そして、通勤の関係でございますが、1人について1日500円を予定していたんですが、3人に必要とされましたのが1日1,000円でございます。そして、期末手当につきましても3人ともについたんですが、勤務の期間によって予算どおりの期末手当の支給にならなかったといような実態がございます。

そういうことから、貴重な予算をこんなに残してしまっ大変申しわけなかったと思っております。我々も、この予算というものは緊急雇用といことで、個人に割り振られた賃金といふふうに思っておりましたので、この余ったものをほかの人に回せるという認識は持っておりませんでした。そういうことからこれだけ残ってしまったといようなことで、大変申しわけなく思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 観光交流課のほうのふるさと雇用の着地型の件なんですけれども、実際には、公募が前提であり2名と面接したけれども雇用に至らなかった、旅館等を通じたけれども応募がなかったといことでございますが、やはりこれは継続していく事業なんですから、本来は4月からやろうとい準備を整えていなければいけなかったことだと思ふんです。

このあたり、人員が少ないのか何なのかわかりませんが、何とか観光で下田市を盛り上げていこうとい気迫が足りないのではないかと、そのように思います。これは産業厚生委員会のほうでまた審査されると思ふけれども、大変重要な問題だと思ふので、非常に大きな無駄を残したといことでご指摘をさせていただきたいと思ふます。

それから、学校教育課のほうの問題でございますけれども、今説明をしていただいた中では、緊急雇用をすること自体に無理があったのではないかとということです。本来、緊急雇用ではなく必要なものとして当初予算に上げたのならばこういうことは起こらなかったわけで、やはりそのあたりの予算組みの仕方というのに大きな問題があったと、そのように思います。そのあたりを指摘させていただいて、ほかの方がまだいらっしゃると思いますので、終わろうと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 国が地域の活性化のために交付されました緊急雇用創出事業、あるいはふるさと雇用再生の事業が予算が消化できない、やはりこれは市長や副市長の政治責任が問われる課題ではないか。市内の状況を見れば大変な状況がそこにあるわけですから、職員のやる気を引き出してやれなかったと、こう私は判断をするわけですが、まず1点、市長の反省の弁を私はいただきたいと思うわけです。

それから、今の説明の中で浄化槽の管理台帳に50万円の予算をとったと、これらのものがどうしてできないのかと思うわけです。浄化槽の管理については何回も質問をさせていただいていますし、観光地にとっては大きな課題の一つの基礎資料が実施できないと、理解ができないわけです。

また、金額的にはわずかかかもしれませんけれども、保育園の特別支援事業も手つかずだと。この点もご説明がありませんでしたので、追加して説明を担当課のほうからいただきたい。

さらに、今度の補正を見ますと、説明書の5ページであります。自立支援関係の医療費の削減が大変多いわけです。これは自己負担等々があって必要な医療費が、病院にかからないというんでしょうか、そういう事態があらわれているとしたらこれは大変な状態ではないかと思うわけです。そういう点から、どういうわけでこの医療費の削減の事態になったのか。国・県の負担金が減ったという内容は、医療費が使われなかったという、こういうことになっているのではないかと思います。

それから、説明書のほうの6ページ、7ページのところの木造住宅の耐震補強事業がないと。東海地震が来るというこういう状態の中で、市内の木造の耐震事業は大きな事業の一つだと思っただけです。耐震診断をしてこの事業を実施して地震防災に備える、その事態が実質的に市民に受けとめられていないと、こういう実態をこの予算の上では示しているのではないかと。これもまた、どういう努力をされてきたのかということが大きく問われる課題ではないかと。

いかと思うんですが、どのようにお考えなのか見解をお伺いしたいと思います。

それから、12ページ、13ページの共立湊病院負担金にかかわる予算執行についてであります。12月議会で、聖マリアンナ大学への特別負担金として2,000万円を支出するんだと、こういう予算を提案されたと思いますが、現時点で、この予算は執行ができない予算であると結論づけられると思うわけです。清正会が辞退をされて聖マリアンナ大学とのつながりはなくなっているわけですから、その2,000万円の予算をどう執行するのか、どう扱うのかということがこの補正予算の中に記されていない、どういうお考えなのかこの点をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 雇用の問題につきまして、先ほど増田議員のほうからご指摘がありまして、確かにもっと流用といいますか、使い道を考えれば残すことがなかったのではないかとということにつきましては、連携がうまくとれていなかったというようなこともあるのかということ、しっかりやらせていただきたいという弁は述べさせていただいたとおりでございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 沢登議員さんからは、保育所の関係で雇用のことをおっしゃられたのかなと思います。保育所につきましては1人を予定させていただいておりまして、先ほどと同じように有資格者が集まらなかったというようなことで、資格のない方にお手伝い、生活支援というようなことでお手伝いいただいたところでございます。その単価の減、そして6月以降年間220日、フルに出ていただくというようなことで予算づけをさせていただいております。

しかしながら、本人のお休みですとかそういうもので198日の勤務というようなことでございました。そういうことから、単価あるいは通勤費もこの人はかからなかった、そういうようなことで34万円何がしが残額として残ってしまったという実態でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 浄化槽の管理台帳の整備の件でございます。この雇用につきましては、6月からということで募集いたしまして4人の方が来られまして、お2人の方を雇用したわけでございます。その面接の中で、やはりパソコンとかを使う事務員になります

ので、そういうことも含めて面接させていただいて、2名の方を雇用いたしました。それで、当初の予算におきましては、日当が8時間で800円で6,400円、これを120日ということで、これの2人ということになりまして、153万6,000円という予算組みをさせていただきました。

お2人を雇用した中で、仕事はやっていただけるような方でしたのでお雇いしまして、ただ時間が6時間ということの中で800円ということで、1日4,800円という雇用の形態をとらせていただきまして、日数的にはお1人の方は120日が118.3日、あと1人の方は109日という勤務をしていただきまして、お2人で108万9,200円の賃金をお支払いしております、そういう中で差し引きますと44万6,800円の減の補正と、それに通勤費等が、当初盛り込んだ予算よりも近くの通勤になっておりまして、そういう通勤費の減も合わせますと50万円の減というふうになったところでございます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 自立支援医療費の関係でございます。国庫の補助金300万円を減額したわけですが、ご指摘のとおり歳出のほうで600万円の減がございます。

この主な内容ですけれども、この中で透析患者がおります。生活保護世帯もこのシステムから払うようになっておりますので、ほかの一般の方の7割は保険で3割は自己負担、その自己負担分の1割をもらってその金額を払っていただいているわけですけれども、生活保護者は10割すべて負担ということです。透析は月に1人38万円かかります。約40万円弱ということで、3名が昨年いたんですけれども、21年度は2名になりました。その分だけで400万円の減額になります。あとは、決算見込みの関係で600万円の減額をしたものですから、その2分の1の金額300万円を今回の補正で減額させてもらいました。

以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 耐震補強関係でございますけれども、ご指摘のとおり、下田市におきまして東海地震に備えた耐震補強がなかなか進んでいないということで、我々としみしても、わが家の耐震診断、専門家診断ではなくて簡易診断を通じながら皆さんにご理解願っているんですけれども、なかなか思うようにいっていないのはご指摘のとおりです。

その中で、静岡県のほうで事例集、筋交いを入れた場合はどうなるとか、基礎を補強した場合はどうなるとか、金具をした場合はどうなるとかという実際の事例集をつくっていただきましたので、それが有効に使えるかなと思っておりますいろいろお配りしているんですけれども、実はなかなかそれも有効な手だてになっていない。

というのは、恐らく具体的に自分の家を簡易診断したときにどういう形でそれが補強に結びつくのかまで、なかなか簡易診断の中ではできないということで、自分の家の事例にどう当てはまるのが、うまく我々も説明できない部分なんですけれども、当事者もなかなかわからないということで、その辺のところをもう少しスムーズに知識といいますか、当然その簡易診断を行う場合に建築士の力をかりて皆さん方に診断していただきますので、その方々と、中でも特に診断の中で前向きに考えられている方々をどうしても僕らのほうとしますと積極的に推進していく形が出てしまうんですけれども、そういった方々も踏まえて、もう少し具体的なことの相談といいますか話といいますか、持ち主の方と建築士の方等々ともう少し具体的に、どうすれば下田市の中でそういう作戦が立てていけるのかというのを今後しっかりと詰めていかなければというふうには考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員のほうから、特別負担金2,000万円につきまして状況が変わって執行できない状態になっているがどう考えるかというご質問でございます。

これにつきましては、皆さんも十分にご承知のとおり想定外の事態が起きておりまして、大変困惑をしているわけでございます。先般も、遺言執行者の方々と状況が変わったということ踏まえまして協議をさせていただきました。すべての遺言執行者の方と話されたわけではないんですが、やはり地域医療の振興、それから医師の招聘、そして大久保婦久子先生の展示、これらの気持ちというのは今でも変わっていないと、ぜひ状況が変わったけれどもそのような用途でお願いしたいという確認は得ております。

しかしながら、現状としてこういう状態になっておりますから、また先般も一部事務組合の事務局と話をいたしましたところ、事務局としては3月の中でこの受け入れの予算を計上したいと。そして、それに伴って下田市からの特別負担金を支出すると、そういう話し合いをしているところでございますけれども、ただ、やはり指定管理者が決まらないうちはなかなか支出するのは難しいというふうに思っております。3月中に可能な限り指定管理者を決定していただいて、やはり遺言執行者の皆さんの気持ちに沿ったような用途を考えているところでございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 沢登議員さんの質問の中に、医療費に対する収入が減になっているのではないかというご質問があったかと思うんですけれども、それはなかったですか。

医療費の関係はないと。すみません。わかりました。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 浄化槽の管理台帳の整備であります、2 人の方をお願いして仕事をさせていただいたと、これできっちりと台帳ができ上がったのかどうか、肝心なところのご答弁がいただけなかったということで、2 人の仕事ぶりの結果どうなったのか、あとどういう点が残されているのか、あるいはいないのか。

しかも、お2人で6時間、1日4,800円だと、余りにも生活を支えるという意味においては実態とかけ離れているのではないかと思うんです。採用する人がいないと言いながら、やっとこの場合にお2人をお見つけになってパソコン等を使える方に頑張っていたと。よかったと思うんですけれども、この例を見ましても、やはり臨時の方々の採用の条件が悪過ぎて大変な事態になっているのではないかと、こんな思いもするわけですが、こういう点はどう考えているのか。

それから、13ページのごみの収集事務であります、古紙の処理委託費が約40万円近く、38万7,000円ですか、少なく済んだと。これは経済状況の中で古紙が少なくなったからだと、こういうお考えであったかと思うんですが、具体的にどのくらい少なくなって、どういう事情でこうなったのか。これに伴いまして、古紙を売るほうの歳入においてもこの影響が数字的には当然出てきていようかと思うわけですが、その点と関連づけてご答弁をいただくとありがたいと思います。

この2点を再度お尋ねします。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 浄化槽の管理台帳の件でございます。賀茂健康福祉センターの調査の中で、市内に単独が6,850基、また合併が857基、全部で7,707基というような台帳になっておりまして、そういう台帳と、また業者からのデータも使いました。そして、その整合性、また下水道課のほうからも下水道の接続の状況もお聞きしまして、それをあわせて一つのものにしようという作業をしたところでございます。

それをパソコンのゼンリンのソフトの中に色分けして落とし込み、なおかつゼンリンの地図のペーパーの中にも色で置きまして、落とししていきますと1世帯の中に色が2つついたり、要するに下水道でありながら単独のところとかというような重複するところが結構出てきておりまして、ということは廃止届が出されていないというような状況の中の重複ということが考えられるわけございまして、そういう数の実態ということは大まかに把握をしていた

だきました、2人の。

なお、重複しているところが多々ありまして、これは実際に現場に行くかご本人に確認していかないと、なかなか正しい整合性のあるデータにならない状況もありまして、その辺も多少やっていただきましたけれども、時間切れのところもありまして、我々職員のほうでその整合性を持たせた最終的なデータをということで、今なおかつしているところでございます。

あと、古紙のほうの歳出のことでございますけれども、当初750トンで処理経費6,500円、511万9,000円と、あと、ストックヤードができて上がるもので古着の回収をやっていきたいというような計画もしておりました。そういう中で39万4,000円も、その辺も見た中で551万3,000円という予算組みをさせていただいたところでございますけれども、ちょっとストックヤードの発注が遅れた状況もありまして、古着の回収については22年からということにいたしましたので、その分ちょっとできなかったところがございます。

そしてまた、古紙の回収につきましては733トンということで、この単価も四半期に分けてとったところ、4,100円とか3,000円とか800円とか処理経費がだんだん下がってきまして、そういう中で結局163万6,000円の経費ということで済んだところでございます。

そういうところを計算いたしましたので、古紙の17トンの減と処理経費の348万3,000円の減、それに古着の回収の部分がありまして、387万7,000円の減となったところでございます。

なお、それに伴う収入の変化でございますけれども、これにつきましては、当初古紙が750トンで1万円の売却、キロ10円でございますが750万円見込んでおりまして、古着で48万1,000円、またペットボトルは16万4,000円と、この辺で大体814万5,000円を見ておりました。

ところが、実際の売却単価が4月から6月が5,100円とか、あと7月以降7,000円というような状況で、売却価格が動いております。そういう中で、処理量733トンで収入が477万6,000円。また、ペットボトルの協会に出しています。この協会のほうから逆に拠出金という形でペットボトルについて125万5,000円の歳入があると、こういうふうに見込んでおりまして、最終的には603万1,000円という中で、差し引きしますと211万4,000円の歳入の減ということで補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 4,800円は、6時間で800円で4,800円、それがお2人ですので12時間になるわけですね。一人のが6時間、そしてもう一人が6時間と、そういう仕事の

仕方をさせていただきました。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 補正のほうは大体精算といいますかそういう形で済んでいるんですが、説明書の23ページに市債で土木債、県営下田港湾改修事業で1,600万円の起債をしたということなんですが、これの中身はどういうことの中でこの1,600万円の起債をしたのか。何の工事をしたのかということと、これに見合う歳出がちょっと見つからなかったもので、そこも含めて説明してください。

それから、先ほど田坂議員のほうでも質問がありましたふるさと雇用再生対策事業の着地型旅行商品企画開発業務委託ということで、10月からこの3月まで採用したというお話でしたが、この企画開発のほうの成果はどのような成果が出たのか、この企画開発業務そのものについては今後どうしていくのかお尋ねします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 下田港湾の緊急棧橋の負担金の関係する市債の関係でございます。

これは予算の説明の中でも申し上げましたけれども、国の補正予算での追加事業費が参りまして、その10%の負担額が1,600万円になります。下田市の負担額が1,600万円になるわけでございます。ですから、金額につきましては、追加事業費の1割、10%が負担金の金額ということでこの起債に反映させてもらっています。

当初、この起債に対しましては公共投資臨時交付金が1,400万円入るということで、この1,400万円を負担金の1,600万円に充当して、実際の市の持ち出しを200万円に抑えようということ考えていたわけなんですけれども、県の事業に国の補助金が入っているということで、国の補助金が入っている事業にこの交付金は充当できないという通知が後に参りまして、この1,400万円の充当ができなくなったことから、これは補正予算債でございますので100%の充当率でございますが、1,600万円を丸々起債に組み替えたという、そういうものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の着地型旅行商品の関係でございますけれども、先ほどは雇用の関係でご説明させていただきましたが、実際の業務といいますか成果といいますか、

半年弱になるわけですがけれども、もともとが企画営業ということで商品等を今後、いきなり商品の開発はなかなか難しいところがありますけれども、基本的には単純な事務ではなくて、旅行者等の問い合わせやそういったものについて一緒に相談に乗って、下田へ例えばバスで来られる旅行の商品を一緒になって考えていただく仕事や、それから観光協会に企画情報センターということで会議が設置されていますけれども、そこへ出席していただいて一緒に企画を練っていただく、そういった仕事もやっていただいております。

そして、これはタイミングが非常によかったわけですがけれども、伊豆観光圏の関係が10月からちょうど動き出しまして、そこでも一緒に企画会議の中に入っていただいて、やっと2月19日に提出をしたと。そういったところまで一緒になってやっていただいたということが今までの業務でございます。もちろん、日常的には資料づくりとかそういったことも含まれます。

今後につきましては、今までの成果を見ますと、最低3年、来年度と再来年度については引き続き雇用していきたいというふうに考えておりました、当然、旅行業関係についても、いきなりでしたので今年度は無理ですので、来年、再来年もとっていただけるようなことでお話はしてございます。

そういうことで、一応3年間の補助の期限になっておりますので、その後についてはその内容によって考えていかなければなりませんけれども、基本的に市から観光協会へ委託した業務の中でやっていただくということで、継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第8号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 国保も医療費の伸びが予算と比べて少なくて済んでいると、そういう

意味では喜ばしい状況かと思いますが、その原因についてどのように分析されているのか、その点を1点お尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 国保の医療費が減額になってきているということでございますけれども、理由としましては、国保の被保険者が減っているという実態があります。これは、ほかの社会保険にいったとかということではなくて、75歳以上になって後期高齢のほうにいくという減り方でありまして、そちらのほうが今度伸びていくのかなというふうには思いますけれども、例年と比べてそれほど当初予算は変わらずにつくっております。今回少なくなっておりますけれども。

もう一点は、この冬、インフルエンザの騒ぎで予防注射を打った人が多いのではないかとというような考え方もちょっとありまして、いつもは冬場に風邪で相当医療費が伸びるはずなんですけれども、その辺今年は伸びがなかったというように分析しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第9号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第11号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）に対する質疑を許し

ます。

質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 損益計算書を見ますと、8 ページでしょうか、1 億円からの収益が上がると、こういう計画になっているわけでありますが、貸借対照表のほうの未収金を見ますと9,192万円何がしの未収金だと。実際に現金になる手元のお金というのは、やはり水道料等の徴収率に大きくかかわってこようかと思うわけです。

今出された補正の中から見ますと収益が大きく上がっているように見えるけれども、その実態の手元の現金というのは、今まで済んできた部分もあるから必ずしも単純には言えないと思いますが、未収金が大変多くなっているのかなと。この不況の影響というようなことがあろうかと思うんですが、ここら辺の状況はどうお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 未収金につきましては、先般の決算のときもご審議いただきましたけれども、減っている方向でございます。ただ、水道料金の調定額とかいろいろな要素がありますので、一概にこうだというのははっきり言えませんが、未収金は減っていると。

ただ、今、貸借対照表の中の現金預金がございますけれども、結局、ここで見ていただきますように、使えるお金というのは、現金預金から未収金を引いた金額だというふうに見ていただければ結構だと思いますけれども、1 億円を切っている状況であります。

今現在の水道料金が6 億円、7 億円程度の事業会計ですと、キャッシュが、現金が1 億円はないとうまく運用していけないという見解は持っております。以前、料金改定の前は5,000万円、6,000万円ちょっと苦しいかなという状況がありましたけれども、料金改定をさせていただきますと、会計の運用としては楽になってきたのかなというふうに考えております。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 重ねてお尋ねしたいと思います。

そういう意味では、流動資産の計が2 億7,786万9,000円、それに対しまして流動負債、1 年以内になさなければならぬ負債がそういう意味では少なくなってきていますので、一定の余裕が出てきたのかなということはいえようかと思いますが、料金改定による収益増とい

うんでしょうか、余裕の部分は数字的にはどのぐらいの数字が見込めて、余裕が出たというぐあいにお考えなのかあわせてお尋ねしたいと思います。推定になろうかと思いますが、わかればお答えいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 損益計算書の一番下を見ていただきますと、当年度純利益が今回1億円少し載っております。料金改定の前はこれが1,000万円を切っていた、800万円とかそういうレベルだったと思いますので、その辺で余裕が料金改定によって出てきているというふうに見ていただければわかりがよいのかなと思います。

それで、見かけは料金収入が上がっています。けれども、実際の水量が減っておりますので、有収水量は確実に減っていますので、前年の水量で料金が幾ら上がっているかという、そういうことであれば数量は後でお出ししますけれども、実際には有収水量が減って、ただし料金改定をしていますので料金収入としては伸びていますけれども、予想よりは楽になるというようなことは、感覚的にはそれほどでもないよということになります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日4日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は5日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、これより農業委員会委員の推薦のための選考委員会を開催していただきたいと思っておりますので、選考委員の方々は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 1時58分散会